

第69回全国株懇連合会定時会員総会第1分科会審議事項

「会社法改正による社外取締役等の実務」

# 「会社法改正による社外取締役等の実務」

## 目 次

はじめに（提案の趣旨）	4
<b>I. 社外取締役の意義</b>	<b>5</b>
1. 総論	5
2. 近年の社外取締役を巡る環境	6
3. 法改正等の制度整備の状況	7
4. 社外取締役の選任状況	13
<b>II. 社外取締役等の要件</b>	<b>19</b>
1. 社外取締役等の要件見直しの概要	19
2. 独立役員届出制度	27
3. 金融商品取引所による独立社外取締役設置努力義務	29
4. 社外役員の独立要件	31
5. 社外役員の独立性基準の具体例	33
<b>III. 社外取締役の開示等</b>	<b>36</b>
1. 招集通知等における開示事項	36
2. 有価証券報告書における開示事項	43
3. コーポレート・ガバナンス報告書および独立役員届出書における開示事項	47
4. その他、社外取締役の登記事項	50
<b>IV. 社外取締役の責任限定制度</b>	<b>55</b>
1. 社外取締役の責任限定制度	55
2. 社外取締役の責任限定制度の実務対応	59
<b>V. 監査等委員会設置会社の実務</b>	<b>64</b>
1. 制度創設の背景	64
2. 制度の概要	64
3. 移行の場合の検討事項	66
4. 移行の場合の日程	70
5. 監査等委員会設置会社の定款記載例	74
6. 株主総会参考書類記載例	81

7. 事業報告記載例	87
VI. 社外取締役の第三者委員会等での活用事例	90
1. 取締役会でのモニタリング	90
2. 組織再編等の株主共同の利益に影響が及ぶ事項における社外取締役の役割	92
3. 不祥事発生時における社外取締役の役割	95

【法令等略称】

会社法：会社法

会社法の一部を改正する法律案：改正会社法案

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に伴う法律案：整備法案

会社法の一部を改正する法律：改正会社法

会社法施行規則：施行規則

企業内容等の開示に関する内閣府令：開示府令

東京証券取引所 有価証券上場規程：上場規程

東京証券取引所 有価証券上場規程施行規則：上場規程施行規則

はじめに（提案の趣旨）

平成24年9月7日に法制審議会において「会社法制の見直しに関する要綱」（以下、「要綱」という。）が決定されたことを受け、全株懇においても第68回定時会員総会第1分科会審議事項として「会社法制の見直しに関する要綱の概要と組織再編行為に係る株式実務への影響」を取り上げ、実務担当者の便宜に供してきた。その後「会社法の一部を改正する法律案」および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に伴う法律案」が、平成25年11月29日に閣議決定され、同日臨時国会に提出された。改正会社法案および整備法案は平成26年の通常国会にて継続審議され、4月25日の衆議院本会議にて修正のうえ可決され、引き続き6月20日の参議院本会議で可決成立して、同月27日に公布されるに至った（平成26年法律第90号、第91号）。

改正会社法においては、かねてより議論の対象となっていた社外取締役の選任義務化について見送りとなったものの、改正会社法の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務づけ等所要の措置を講ずることとされた。また、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を定時株主総会で説明することとされるなど、いずれも要綱から社外取締役に関しての変更が加えられることとなった。そして、取引所は取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならないものとする規則改正を実施した。すでに上場企業で社外取締役を選任している会社は過半を占めているものの、今後は独立性の確保や複数選任も含め、社外取締役の選任を検討する会社のすそ野は、ますます広がっていくものと考えられる。これに加えて、会社法改正で社外取締役・社外監査役の要件が強化されることとなり、株主総会における社外取締役等の取扱いに関する実務対応も、さらに重要性を増してくることになると思われる。

また会社法改正において取締役会の監督機能の充実という観点から、社外取締役の機能を活用するため、監査役会設置会社および委員会設置会社とは異なる新たな類型の機関設計として監査等委員会設置会社が導入されることとなった。この新たな機関設計への移行に際しては、定款変更をはじめとする対応事項のほか、他の機関設計との比較検討なども整理しておく必要があると考えられる。

そこで今般の会社法改正での大きな注目点である社外取締役等に関する実務対応について取り上げ、これを整理し解説することで、実務担当者の便宜に供するものである。なお、本提案書は改正会社法に基づき作成したものであり、今後公布される関係政省令の内容によっては変更の可能性もあるため、ご留意いただきたい。